

焼却炉に関する規制の強化について

平成12年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」)の改正により、廃棄物の焼却は、施行規則で定める構造を有する焼却設備(焼却炉)を用いて、環境大臣が定める方法によって行うことを定めています。この基準は、平成14年12月1日より全面的に適用されます。

焼却炉の規模に関係ありません。

ダイオキシン類対策特別措置法の排ガス基準を満たしていても適用されます。

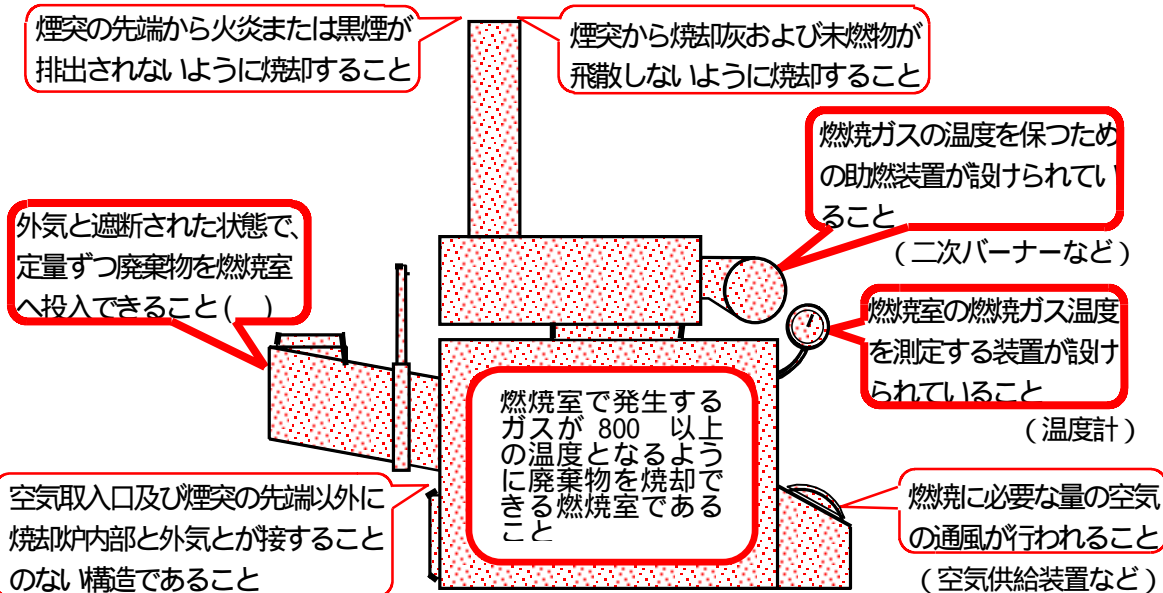
一般廃棄物・産業廃棄物の区分や自己物・他人物の区分も関係なく適用されます。

法定基準を満たさない焼却炉の使用禁止

この基準を満たさない焼却炉は、平成14年12月1日から使用できなくなります。引き続き使用する場合は、基準を満たすよう設備改修を行う必要があります。

廃棄物焼却炉の法定基準

廃棄物処理法施行規則第1条の7に定める焼却設備の構造、並びに環境大臣が定める焼却方法(平成9年8月29日旧厚生省告示第178号)



煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること

細枠内は現行法令で規制されるもの、太枠内は平成14年12月より新たに追加されるものです。

(: ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合は除きます。)

問い合わせ先：
一般・産業廃棄物の
焼却炉規制

東京都環境局廃棄物対策部 一般廃棄物対策課
" 産業廃棄物対策課
東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課

03-5388-3582
03-5388-3589
042-528-2694